

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に定める書面)

令和6年12月2日

U B E 株 式 会 社

令和6年12月2日

## 吸収合併に係る事後開示事項

山口県宇部市大字小串 1978 番地の 96  
UBE株式会社  
代表取締役社長 泉原 雅人

当社と株式会社エーピーアイコーポレーション（以下「APIC」といいます。）は、令和5年12月21日付で、両社間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）に基づき、令和6年12月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、APICを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

会社法第801条第1項、第801条第3項第1号、及び会社法施行規則第200条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

令和6年12月1日

#### 2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

##### （1）吸収合併消滅会社における株主の差止請求（会社法第784条の2）

APICは、当社の完全子会社であったため、同法第784条の2の規定に基づく本吸収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

##### （2）反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

APICは、当社の完全子会社であったため、同法第785条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

##### （3）新株予約権買取請求手続（会社法第787条）

APICは、新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定に該当する新株予約権はありません。従って、同条に定める新株予約権者に対する通知、公告は行っておりません。

##### （4）債権者の異議申述手続の経過（会社法第789条）

APICは、会社法第789条第2項の規定により、令和6年10月22日付の官報に

において、本吸収合併に対する異議申述の公告を行い、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限である令和6年11月22日までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 吸収合併存続会社における株主の差止請求（会社法第796条の2）

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、会社法第796条の2に基づく本吸収合併を止めることの請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第797条）

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、会社法第797条に基づく反対株主の買取請求について、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述手続の経過（会社法799条）

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、令和6年10月22日付で官報に公告するとともに、同日付で電子公告をおこないましたが、異議申述期限である令和6年11月22日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本吸収合併の効力発生日である令和6年12月1日をもって、APICの資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

令和6年12月4日（予定）

7. その他、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

令和 5 年 12 月 21 日

株式会社エーピーアイコーポレーション

令和5年12月21日

吸収合併に係る事前開示書面

福岡県築上郡吉富町大字小祝 955 番地  
株式会社エーピーアイコーポレーション  
代表取締役社長 喜多代 秀樹

当社は、令和5年12月21日付でUBE株式会社（以下「UBE」といいます。）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」といいます。）に基づき、令和6年12月1日を効力発生日として、UBEを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

UBEは、本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

上記2の通り、合併対価の交付は行われなため、合併対価について参考となる事項はありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はございません。

5. 計算書類等に関する事項

(ア)吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

① 最終事業年度に係る計算書類等

最終事業年度のUBEの計算書類等は、別紙2のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の臨時計算書類等

該当事項はございません。

- ③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はございません。

(イ)吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

- ① 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はございません。

6. 吸収合併が効力を生じる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後のUBEの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後のUBEの収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

従いまして、本吸収合併後における吸収合併存続会社の債務の履行は確実であると判断いたします。

以上

別紙

別紙1 吸収合併契約書（写し）



## 合併契約書

UBE株式会社(以下「甲」という)と株式会社エーピーアイコーポレーション(以下「乙」という)とは両社の合併(以下「本件合併」という)に関し次の通り契約を締結する。

### (合併の方法)

第1条 甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として吸収合併する。

### (当事者の商号及び住所)

第2条 合併当事会社の商号及び住所は以下の通りである。

吸収合併存続会社：(商号) UBE株式会社  
(住所) 山口県宇部市大字小串1978番地の96

吸収合併消滅会社：(商号) 株式会社エーピーアイコーポレーション  
(住所) 福岡県築上郡吉富町大字小祝955番地

### (効力発生日)

第3条 本件合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という)は令和6年12月1日とする。但し、合併手続上必要があるときは、甲及び乙は協議のうえこれを変更することができる。

### (合併に際して交付する株式)

第4条 甲は、乙の全株式を所有するので、本件合併に際し対価の交付は行わない。

### (会社財産等の管理)

第5条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至る迄、善良なる管理者の注意を以てそれぞれの業務を執行し且つ会社財産を管理するものとし、本件合併に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め相手方と協議のうえ、相手方の書面による事前承諾を得なければならない。

### (会社財産の引継)

第6条 甲は、効力発生日において、乙の資産、負債及びこれらに付随する一切の権利義務を承継する。

(従業員の取扱い)

第7条 甲は、効力発生日の前日において乙に在籍する全従業員（同日付で乙を退職する者を除く。）を効力発生日に甲の従業員として引き続き雇用する。ただし、勤続年数の通算方法その他の従業員の処遇については甲乙協議して定める。

(確認事項)

第8条 甲及び乙は、本件合併に関して次のとおり確認する。

(1) 本件合併は、会社法第796条第2項の適用により、甲の株主総会の承認を要さない。但し、議決権を有する株主の議決権の9分の1を超える株主から本件合併をやめることの請求があった場合には、効力発生日の前日までに、甲の株主総会において、本件合併に必要な決議を求めることとする。

(2) 本件合併は、会社法第784条第1項の適用により、乙の株主総会の承認を要さない。

(合併条件の変更又は本契約の解除)

第9条 本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、本件合併を著しく阻害する事情が生じたときは、甲乙協議のうえ合併条件を変更又は本契約を解除することができる。

(協議決定)

第10条 本契約に定めるもののほか、本件合併に関して必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年12月21日

甲

山口県宇部市大字小串1978番地の96

UBE株式会社

代表取締役 泉原 雅人



乙

福岡県築上郡吉富町大字小祝955番地

株式会社エーピーアイコーポレーション

代表取締役 喜多代 秀樹



別紙

別紙2 吸収合併存続会社の計算書類等

# 第 117 期 事 業 報 告

自 2022年 4月 1日  
至 2023年 3月 31日

UBE 株 式 会 社

代表取締役社長 泉 原 雅 人

## 事業報告

### 当社グループの現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

当社グループは、当期からスタートした3カ年の中期経営計画「UBE Vision 2030 Transformation ~1st Stage~」において、「スペシャリティ化学を中心としてグローバルに利益成長を追求」「地球環境問題に対応した事業構造改革」「持続的成長に向けた人的資本の充実」「DXの推進による企業価値の向上と顧客価値の創出」「ガバナンスの更なる向上」を基本方針とし、事業構造改革と成長の実現に向けた取り組みを推進してまいりました。

当期においては、ウクライナ情勢に伴う原燃料価格高騰に対して各製品の販売価格は正を進め、また機能品セグメントにおいて販売が堅調に推移しましたが、セメント関連事業を持分法適用関連会社（UBE三菱セメント株式会社）に移管した影響が大きく、売上高は前期を下回りました。営業利益は、樹脂・化成品セグメントにおける原燃料価格高騰および需要減退による販売数量減少に加え、アンモニア工場で隔年の定期修理を実施した影響が大きく、前期を下回りました。経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益は、営業利益の減少に加え、セメント関連事業が石炭価格高騰の影響を受け持分法投資損益が大きく悪化したことから、前期を下回り損失となりました。

この結果、当社グループの連結売上高は前期比1,605億2千7百万円減の4,947億3千8百万円、連結営業利益は277億4千8百万円減の162億9千万円、連結経常損失は86億8千9百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は70億6百万円となりました。

また当社単独では、売上高は前期比924億5千8百万円減の1,823億7千万円、営業利益は38億8百万円減の106億3千5百万円、経常利益は43億3千9百万円減の237億2千万円、当期純利益は22億5千5百万円減の191億7百万円となりました。

### 機能品セグメント

#### 主要な事業内容

ポリイミド、分離膜、セラミックス、セパレータなどの製造・販売

ポリイミド事業は、有機ELパネル向けワニスの販売は堅調に推移しましたが、ディスプレイ向けCOFフィルムが在庫調整の影響を受けました。

分離膜事業は、北米や欧州を中心にバイオガス向け脱炭酸膜の需要が拡大し、セラミックス事業は、xEV市場向けの軸受や基板用途の需要が好調に推移しました。

セパレータ事業は、半導体不足等による自動車減産などの影響を受け、需要は低調に推移しました。

この結果、当セグメントの連結売上高は前期比13億7千1百万円増の621億5千8百万円、連結営業利益は11億6千3百万円減の104億6千4百万円となりました。

### 樹脂・化成品セグメント

#### 主要な事業内容

コンポジット、ナイロンポリマー、カプロラクタム（ナイロン原料）、硫安、工業薬品、ファインケミカル、高機能コーティング、エラストマー（合成ゴム）などの製造・販売

コンポジット事業は、自動車減産の影響を受けましたが、原料カプロラクタムの市況上昇等により販売価格は上昇しました。

ナイロンポリマー事業は、カプロラクタムの市況上昇等により販売価格が上昇しましたが、食品包装フィルム用途等の需要が低調に推移しました。

カプロラクタム・硫安事業は、カプロラクタムが主用途であるナイロン繊維需要低迷の影響を受けましたが、アンモニアなど原料市況の上昇により製品の販売価格が上昇しました。

工業薬品事業は、アンモニア工場で隔年の定期修理実施により出荷量が減少しましたが、原料市況の上昇等により製品の販売価格が上昇しました。

ファインケミカル事業および高機能コーティング事業は、自動車減産などの影響により需要は低調に推移しましたが、原料市況の上昇等により販売価格は総じて上昇しました。

エラストマー事業は、自動車減産の影響により需要は低調に推移しましたが、原料ブタジエン市況の上昇等により販売価格が上昇しました。

この結果、当セグメントの連結売上高は前期比333億4千4百万円増の2,933億8千8百万円、連結営業利益は210億9千万円減の24億2千6百万円となりました。

## 機械セグメント

### 主要な事業内容

成形機（ダイカストマシン、押出プレス、射出成形機）産業機械（窯業機、化学機器、粉碎機、運搬機、除塵機、破碎機）橋梁・鉄構、製鋼品（ピレット、鑄造品）などの製造・販売

成形機事業は、自動車産業向けの需要が堅調に推移し、産機事業は、電力会社向け運搬機等の大型案件が一巡し販売が減少しました。製鋼事業は、原料価格上昇を販売価格に転嫁しました。

この結果、当セグメントの連結売上高は前期比6千6百万円減の969億2千1百万円、連結営業利益は8千5百万円増の52億1千5百万円となりました。

## その他セグメント

### 主要な事業内容

医薬品（原体・中間体）などの製造・販売、電力供給、不動産の売買・賃貸借および管理など

医薬事業は、自社医薬品・受託医薬品の販売が堅調に推移し、また2022年12月には医薬品受託製造会社（株式会社エーピーアイコーポレーション）を買収しました。ロイヤリティ収入は減少しました。

電力事業は、セメント関連事業への電力供給が売上計上となり、価格も上昇しました。

この結果、その他セグメントの連結売上高は前期比188億6千8百万円増の731億1千万円、連結営業利益は9億5百万円減の26億4千3百万円となりました。

\* 上記各セグメントの連結売上高などの数値には、セグメント間の内部取引高などの調整額が含まれています。

## セメント関連事業（持分法適用関連会社 UBE三菱セメント㈱）

国内市場では、セメント内需が漸減傾向にある中、販売数量は前期並みを維持しましたが、石炭などエネルギー価格高騰の影響を大きく受けました。海外（北米）市場では、セメント・生コンの需要は堅調に推移しました。

## 2. 対処すべき課題

当社グループは、長期ビジョン「UBE Vision 2030 Transformation」で描いた目指す姿の実現に向け、直近3か年のアクションプランとして中期経営計画「UBE Vision 2030 Transformation～1st Stage～」(対象期間:2022年度～2024年度)を策定し、以下の基本方針および数値目標を掲げております。

### 2030年の目指す姿

「地球環境と人々の健康、そして豊かな未来社会に貢献するスペシャリティ化学を中核とする企業グループ」

目指す姿の実現に向け、「エネルギー負荷の低い」、「市況変動に左右されにくい」、「収益性の高い」スペシャリティ製品を主体とする事業構造への転換を進めてまいります。また、こうした事業構造改革と省エネ推進・プロセス改善等の施策により、GHG排出量の削減目標の達成を目指すとともに、環境に貢献する製品や技術の開発と実用化を推進することで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

### 中期経営計画の基本方針

- ) スペシャリティ化学を中心としてグローバルに利益成長を追求
- ) 地球環境問題に対応した事業構造改革
- ) 持続的成長に向けた人的資本の充実
- ) DXの推進による企業価値の向上と顧客価値の創出
- ) ガバナンスの更なる向上

### 中期経営計画の数値目標(2024年度)

) 主要項目	) 経営指標
営業利益：400億円	売上高営業利益率(ROS)：8%
(うち、スペシャリティ事業：240億円)	自己資本利益率(ROE)：8%
経常利益：470億円	

当期の業績は、ナイロンポリマー・カプロラクタムおよびセメント関連事業において需要低迷や原燃料価格上昇の影響を受けて最終損失となりましたが、中期経営計画の基本方針のもと、スペシャリティ化と地球環境問題への取り組みを強く意識した事業構造改革を進め、業績の回復と収益基盤の強化を図ってまいります。さらに、当社グループの有する技術力やバリューチェーンにおける強みを活かして高付加価値と高収益性を実現できるスペシャリティ事業に重点的に経営資源を投入し、将来の更なる成長を推進してまいります。

ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンを人的資本充実の最重要課題と位置づけ、ワークエンゲージメントの向上とともに挑戦する社風の醸成に取り組み、またDXを推進することで業務の効率化や新たな顧客価値の創出を加速してまいります。

化学事業持株会社として新たなスタートを切った当社は、スペシャリティ化学の企業グループとしてグローバルに持続的成長を図るとともに、機械事業やセメント事業については持株会社としての経営を推進し、グループとしての企業価値の最大化を図ってまいります。

### 3. 財産および損益の状況の推移

	区 分	第 114 期	第 115 期	第 116 期	第 117 期
		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
連 結	売上高（百万円）	667,892	613,889	655,265	494,738
	営業利益（百万円）	34,033	25,902	44,038	16,290
	経常利益または経常損失（ ） （百万円）	35,724	23,293	41,549	8,689
	親会社株主に帰属する 当期純利益または当期純損失 （ ）（百万円）	22,976	22,936	24,500	7,006
	純資産（百万円）	354,447	380,635	394,035	381,659
	総資産（百万円）	727,269	769,710	837,954	731,636
	1 株当たり当期純利益または 当期純損失（ ）（円）	227.33	226.79	249.31	72.25
	1 株当たり純資産額（円）	3,287.73	3,549.52	3,813.16	3,726.68
	連結子会社の数	69	66	65	36
	持分法適用会社の数	26	26	26	15

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を第 116 期の期首から適用しており、第 116 期以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

### 4. 資金調達の状況

当期は、自己資金や金融機関からの借入金に加え、第 18 回および 19 回無担保社債の発行などにより所要資金を賄いました。

なお、当期末連結有利子負債残高は、236億6千9百万円減の2,181億4千3百万円となりました。

### 5. 設備投資等の状況

当期は、生産設備の能力拡大、維持更改などを中心に総額 292 億 8 千 9 百万円の投資を実施しました。

当期に建設中の主な設備は、ポリイミド原料モノマー（BPD A）工場増設、ポリイミドフィルム新工場建設、ガス分離膜の製造設備増設などです。

## 6. 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
機能品セグメント	721 名	23 名増
樹脂・化成品セグメント	1,928 名	11 名減
機械セグメント	1,829 名	10 名減
その他セグメント	3,201 名	406 名増
全社（共通）	349 名	2,229 名減
合計	8,028 名	1,821 名減

(注) 従業員数は前期末に比べて 1,821 名減少しております。その主な理由は、持分法適用関連会社であるUBE三菱セメント(株)へセメント関連事業を承継させたことに伴い、関係する連結子会社を連結の範囲から除外したことです。

## 7. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	36,551 百万円
株式会社みずほ銀行	34,611
農林中央金庫	21,312
株式会社山口銀行	10,480
三井住友信託銀行株式会社	8,900

## 8. 主要な事業所

当社の主要な事業所は次のとおりです。

なお、当社子会社については、「9. 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

本	社	宇部、東京
営	業	所 名古屋支店
工	場	宇部ケミカル工場（山口県宇部市） 堺工場（大阪府堺市） 宇部電子工業部材工場（山口県宇部市）
研	究	所 宇部研究所（山口県宇部市） 医薬研究所（山口県宇部市） 千葉研究所（千葉県市原市） 大阪研究開発センター（大阪府堺市）

## 9. 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
UBEエラストマー(株)	東京都港区	百万円 4,000	% 100.00	ポリブタジエン(合成ゴム)およびその原材料の研究開発・製造・販売
UBEマシナリー(株)	山口県宇部市	6,700	100.00	成形機、産業機械、橋梁等の製造・販売
(株)エーピーアイコーポレーション	福岡県築上郡	4,000	100.00	医薬原薬、医薬中間体、治験薬製造受託品、R & D受託品および化成品等の製造・販売
宇部エクシモ(株)	東京都中央区	2,493	100.00	電子・情報通信関連製品等の製造・販売
宇部マクセル(株)	京都府乙訓郡	2,725	66.01	リチウムイオン電池用セパレータの製造・販売
UBE Engineered Composites, Inc.	米国	千米ドル 13,335	100.00 (100.00)	コンポジットの製造・販売、プラスチックコンパウンドの受託加工
UBE Machinery Inc.	米国	17,000	100.00 (100.00)	成形機の販売、アフターサービス
UBE CORPORATION AMERICA INC.	米国	17,575	100.00	米国における子会社の統括
UBE CORPORATION EUROPE S.A.U.	スペイン	千ユーロ 6,312	100.00	ナイロン樹脂、カプロラクタム、硫安、ファインケミカル、その他製品の製造・販売
UBE Chemicals (Asia) Public Company Limited	タイ	百万バーツ 10,739	73.81 (0.04)	ナイロン樹脂、ナイロンコンパウンド、カプロラクタム、硫安の製造・販売
THAI SYNTHETIC RUBBERS COMPANY LIMITED	タイ	1,106	74.00 (74.00)	ポリブタジエン(合成ゴム)の製造・販売
UBE Fine Chemicals (Asia) Co., Ltd.	タイ	722	100.00	1,6ヘキサジオール、1,5ペンタジオール、ポリカーボネートジオールの製造・販売

(注) 議決権比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

## 10. 重要な企業再編等の状況

当社は2022年4月1日を効力発生日として、吸収分割による方法で、持分法適用関連会社であるUBE三菱セメント(株)へ、当社のセメント関連事業を承継させております。

### 当社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 330,000,000 株
2. 発行済株式総数 97,040,569 株 (自己株式 9,159,538 株を除く。)
3. 当期末株主数 71,657 名
4. 大株主(上位 10 名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,778,000 株	17.29%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,731,400 株	6.93%
住友生命保険相互会社	2,000,000 株	2.06%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORT FOLIO	1,918,054 株	1.97%
株式会社シティインデックスイレブンス	1,773,700 株	1.82%
日本生命保険相互会社	1,600,009 株	1.64%
株式会社山口銀行	1,548,264 株	1.59%
J P MORGAN CHASE BANK 3 8 5 7 8 1	1,270,545 株	1.30%
農林中央金庫	1,237,409 株	1.27%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 5 0 5 2 3 4	1,201,100 株	1.23%

(注) 当社は、自己株式 9,159,538 株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

(ご参考) 政策保有株式の状況

基本的な考え方

当社は、業務提携や取引関係を維持・強化し当社の事業活動の円滑な推進のため必要と認める場合には、上場株式または非上場株式を政策保有することがあります。

政策保有株式のうち上場株式については、毎年、取締役会において、当社の資本コストを勘案した上で個別銘柄の検証を行い、保有の適否を総合的に判断しています。保有の意義が十分ではないと考えられる政策保有株式は、株式市場の動向等を考慮した上で速やかに売却します。

また、当社は、政策保有株式の議決権の行使に際しては、投資先企業の株主価値の向上を通じて当社へのリターンとなるかを基準として総合判断の上、議案への賛否を決定します。

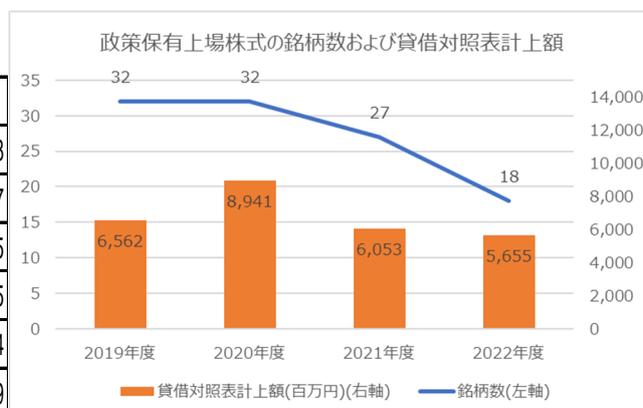
保有状況

2023年3月末時点で当社が保有する政策保有株式は75銘柄、6,289百万円(上場株18銘柄 5,655百万円、非上場株57銘柄 634百万円) 連結純資産に占める割合は約1.6%となります。

保有状況の推移は以下図表の通りです。

政策保有株式の銘柄数および貸借対照表計上額

区分		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
銘柄数 (銘柄)	上場	32	32	27	18
	非上場	84	84	80	57
	合計	116	116	107	75
貸借対照表計上額 (百万円)	上場	6,562	8,941	6,053	5,655
	非上場	4,600	4,314	2,765	634
	合計	11,162	13,255	8,818	6,289



## 当社の新株予約権等に関する事項

### 1. 当社の役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の概要

区分	発行決議の日	保有者数	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の割当時の払込金額(1株当たり)	行使期間
監査等委員取締役	2012年6月28日	1名	13個 (100株/個)	普通株式 1,300株	1,360円	2012年7月13日から 2037年7月12日まで
	2013年6月27日	1名	16個 (100株/個)	普通株式 1,600株	1,560円	2013年7月12日から 2038年7月11日まで
	2014年6月27日	1名	17個 (100株/個)	普通株式 1,700株	1,350円	2014年7月14日から 2039年7月13日まで
	2015年6月26日	1名	18個 (100株/個)	普通株式 1,800株	1,810円	2015年7月13日から 2040年7月12日まで

#### (注) 1. 主な行使条件

当社取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(権利行使開始日)から8年間に限り行使することができます。

新株予約権を放棄した場合には、権利行使できないものとします。

#### 2. 新株予約権の行使時の払込金額

1株当たり1円です。

#### 3. 取締役が保有している新株予約権には、取締役就任前に付与されたものを含みます。

#### 4. 監査等委員である取締役が保有している新株予約権は、本人が監査等委員取締役に就任する前に付与されたものです。

#### 5. 当社は2022年6月29日開催の第116回定時株主総会にて、株式報酬型ストックオプション制度に代え、譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することを決議しております。これにより、交付済みである株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち、譲渡制限付株式報酬支給対象取締役において未行使のものにつきましては権利放棄することとし、同数の譲渡制限付株式を交付しております。上記表は、同決議内容対象外の監査等委員取締役にに関する内容です。

## 当社の役員に関する事項

### 1. 取締役（2023年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	山本 謙	株式会社山口フィナンシャルグループ 社外取締役
代表取締役社長	泉原 雅人	CEO
代表取締役	玉田 英生	CRO、CCO リスク管理部・人事部・総務部・法務部担当
取締役	藤井 正幸	CFO グループ管理部・経営企画部・経理・財務部・バックオフィス効率化プロジェクト担当
取締役（社外・独立）	福水 健文	一般財団法人建材試験センター 顧問
取締役 常勤監査等委員	山元 篤	
取締役 監査等委員 （社外・独立）	庄田 隆	大東建託株式会社 社外取締役
取締役 監査等委員 （社外・独立）	山本 為三郎	慶應義塾大学法学部 教授
取締役 監査等委員 （社外・独立）	鈴木 智子	鈴木智子公認会計士事務所 代表 いちごホテルリート投資法人 監督役員 ブルドッグソース株式会社 社外取締役

- （注）1. 当社は、取締役福水健文、庄田隆、山本為三郎、鈴木智子の各氏を(株)東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。
2. 当社は事業の規模および特性などに鑑み、監査等委員会の活動の実効性を確保するためには常勤者による監査が必要と判断し、定款において常勤の監査等委員を選定する旨を定めており、当該規定に基づき山元篤氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役山本謙氏の重要な兼職先である株式会社山口フィナンシャルグループは当社の主要な借入先のひとつである金融機関の持株会社ですが、当社との特別の関係はありません。
4. 取締役福水健文氏の重要な兼職先である一般財団法人建材試験センターは当社との特別の関係はありません。
5. 取締役庄田隆氏の重要な兼職先である大東建託株式会社は当社との特別な関係はありません。
6. 取締役山本為三郎氏の重要な兼職先である慶應義塾大学は当社との特別の関係はありません。
7. 取締役鈴木智子氏の重要な兼職先である鈴木智子公認会計士事務所は当社との特別の関係はありません。
8. 取締役鈴木智子氏の重要な兼職先であるいちごホテルリート投資法人は当社との特別の関係はありません。
9. 取締役鈴木智子氏の重要な兼職先であるブルドッグソース株式会社は当社との特別の関係はありません。
10. 2023年1月4日をもって、東哲郎氏は取締役を辞任いたしました。なお、辞任時における重要な兼職はありません。
11. 2022年6月29日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって、福原紀彦氏は監査等委員である取締役を辞任いたしました。なお、辞任時における重要な兼職はありません。

12. 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外役員全員との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

13. 補償契約の内容

当社は、「 当社の役員に関する事項」に記載の取締役との間で、会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号の費用および同項第 2 号の損失を法令の定める範囲内で補償することを目的とする契約を締結しております。当社は、当該契約によって役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該契約において主に、補償額の上限設定、補償委員会による補償要否の認定等を定めております。

14. 会社役員賠償責任保険の内容

当社は、保険会社との間で、役員賠償責任保険（D&O 保険）契約を締結しております。当該契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の役員（取締役、監査役）執行役員、管理職従業員（\*1）、社外派遣役員（\*2）、退任役員およびそれらの相続人であり、補償対象とされる保険事故は、会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟などです。当社は、当該契約によって被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該契約において主に、保険期間中における保険金の総支払限度額を超えた場合、私的な利益収受または故意の法令違反、犯罪行為等に起因する損害等については、補償されない旨を定めております。なお、当該契約の保険料は、当該役員が職務を行う会社が全額負担しております。

（\*1）管理職従業員：取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された者をいいます。

（\*2）社外派遣役員：当社および子会社での役職を問わず、当社および子会社以外の国内法人の役員となった場合、その法人の職務に起因する役員賠償が補償されます。ただし、海外法人への派遣は補償対象となりません。

(ご参考) 執行役員《\*は取締役との兼務》(2023年4月1日現在)

役位	氏名	職務
社長執行役員	*泉原 雅人	CEO
専務執行役員	*玉田 英生	CRO、CCO、リスク管理部・人事部・総務部・法務部管掌
	西田 祐樹	社長補佐、生産・技術本部長、DX推進室長 情報システム部・C1ケミカルプロジェクト担当
	永田 啓一	機能品事業部長
常務執行役員	横尾 尚昭	カスタマー事業部長、UBEカスタマー(株)代表取締役社長
	大田 正芳	パフォーマンスポリマー&ケミカル事業部長
	船山 陽一	医薬事業部長
上席執行役員	Bruno de Bièvre (ブルノドゥビエール)	UBE CORPORATION EUROPE S.A.U.社長、欧米地域担当
	Watchara Pattananijrundorn (ワチャラ パタナニラントーン)	UBE Chemicals(Asia) Public Company Limited President & CEO、アジア地域担当
	高瀬 太	環境安全部・品質保証部・購買・物流部・宇部渉外部 担当
執行役員	内貴 昌弘	研究開発本部長、開発部門・知的財産部担当
	野中 裕文	パフォーマンスポリマー&ケミカル事業部副事業部長 兼 企画管理 統括部長
	石川 博隆	CFO、経理・財務部長、グループ管理部・経営企画部担当
	雪本 和則	生産・技術本部副本部長、宇部ケミカル工場長
	川村 了	法務部長、リスク管理部・人事部・総務部担当
	高橋 慎弥	機能品事業部副事業部長

(注) CEO: Chief Executive Officer

CRO: Chief Risk Officer

CCO: Chief Compliance Officer

CFO: Chief Financial Officer

## 2. 取締役の報酬等の額

### 1) 取締役の報酬の総額の決定に関する事項

取締役の現金報酬の総額については、2019年6月27日開催の第113回定時株主総会にて、以下のとおり決議しております。

- ・取締役（監査等委員である者を除く）：年額7億2千万円以内  
（うち社外取締役分は年額8千5百万円以内）
- ・監査等委員である取締役：年額1億5千万円以内

取締役の株式報酬の総額については、2022年6月29日開催の第116回定時株主総会にて、以下のとおり決議しております。

- ・現金報酬とは別枠で取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭債権の総額：年額7千万円以内

なお、当事業年度に限り、対象取締役に交付済である株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては権利放棄することとし、同数（91,700株）の譲渡制限付株式を交付するため、上記7千万円以内とは別枠で、年額3億6,900万円以内で支給することを決議しております。

### 2) 取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の決定方針

当社は、「取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の決定方針」として以下2) - 1. ~ 7. を定めております。

#### 2) - 1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である者を除く。以下、「取締役」という）の報酬は、企業価値および株主価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、取締役の個人別の報酬等の決定に際しては、株主総会決議による取締役の報酬限度額内で、各職責を踏まえた適切な水準とすることを基本方針とする。

取締役のうち社内取締役（以下、「社内取締役」という）の報酬については、業績との連動性を強化し、単年度の業績のみならず、中長期的な目標達成を報酬に反映する。また現金報酬のほか株式報酬を設け、中長期的な企業価値および株主価値向上を意識づける報酬構成とする。

具体的には、社内取締役の報酬は、基本報酬として役位別定額報酬、業績連動報酬として年次インセンティブおよび長期インセンティブにより構成し、年次インセンティブは全社業績連動報酬および年次個人業績目標達成評価報酬、長期インセンティブは中長期個人業績目標達成評価報酬および譲渡制限付株式報酬により構成する。

また取締役のうち社外取締役（以下、「社外取締役」という）の報酬については、基本報酬のみの固定額を支払うこととする。

取締役区分	基本/業績連動	報酬構成	項目名称	支給形態
社内取締役	業績連動報酬	長期 インセンティブ	譲渡制限付株式報酬	現金報酬
			中長期個人業績目標達成評価報酬	
		年次 インセンティブ	年次個人業績目標達成評価報酬	
	全社業績連動報酬			
基本報酬	基本報酬	役位別定額報酬		
社外取締役	基本報酬	基本報酬	名称なし(基本報酬のみの固定額)	

## 2) - 2 . 基本報酬の報酬額の決定に関する方針

社内取締役の基本報酬については、役位に応じて年額を決定する。

社外取締役の基本報酬については、固定額を年額として決定する。

## 2) - 3 . 業績連動報酬（譲渡制限付株式報酬を除く）の内容および額の算定方法の決定に関する方針

社内取締役の業績連動報酬のうち、全社業績連動報酬については、当社グループ全体の事業年度ごとの業績向上の意識を高めるため、持分法適用会社の業績を反映できる連結経常利益を指標とし、前事業年度における連結経常利益に役位別係数を乗じた算出式によって算定し決定される。

また年次および中長期個人業績目標達成評価報酬については、役位別に予め定められた評価テーブルに基づき、前事業年度初めに各役員が設定した年次目標および中長期目標に対する達成度合いに応じて報酬額が決定される。

項目名称	区分	算出方法
全社業績連動報酬	会社業績	前事業年度連結経常利益×役位別係数
年次個人業績目標達成評価報酬	個人業績	各役員別の年次目標の達成度合い
中長期個人業績目標達成評価報酬	個人業績	各役員別の3-5年の中長期目標の達成度合い

## 2) - 4 . 非金銭報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

社内取締役に対する非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬とし、社内取締役の中長期的な目標達成および株主価値向上のインセンティブを高めることを目的に、譲渡制限付株式を役位に応じて割当交付する。また、当社が定める中期経営計画の対象期間である3年間の翌期に限り、対象期間中の経営指標（連結経常利益、連結フリーキャッシュフロー、連結ROE）の達成度に応じて80%～130%まで交付株式数を調整する。

項目名称	区分	算出方法
譲渡制限付株式報酬	会社業績	通常年 = A、調整年 = B A. 役位別基礎金額 ÷ 前年度平均株価 + 前年からの繰越株式数 B. 役位別基礎金額 ÷ 前年度平均株価 × (100% + 付与率 20% ~ 30%)* + 前年からの繰越株式数 (* 経営指標の達成度に応じて80%～130%の範囲で調整)

2) - 5 . 社内取締役の種類別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社内取締役の種類別の報酬の構成割合については、基本報酬の水準と安定性を基本としつつ、中長期的な企業価値の向上を重視し、固定報酬と業績連動報酬（譲渡制限付株式報酬を含む）とのバランスを考慮し適切に設定する。

具体的には、基本報酬、年次インセンティブ、長期インセンティブ（譲渡制限付株式報酬を含む）の支給割合は、過去の平均連結経常利益額および、年次および中長期個人業績目標達成評価の中間値を基準として、概ね基本報酬 50%、年次インセンティブ 30%、長期インセンティブ 20%となるように設計されている。



- 1 社長、会長の報酬については、上記よりも基本報酬比率を低く、年次インセンティブの比率を高く設定

2) - 6 . 報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬（社内取締役に対する譲渡制限付株式報酬を除く）は、7月から翌年6月までの1年間の任期について支給する。またその総額を12で除した額を毎月支払うものとする。

社内取締役に対する譲渡制限付株式については、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割当交付する。

2) - 7 . 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等は、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問組織であり委員長および過半数を社外取締役で構成する報酬委員会にて審議され、その審議結果は取締役会に提案・報告され、取締役会にて決定される。

取締役の報酬水準については、常に外部調査機関による役員報酬調査データを参照し、当社と規模や業種の類似する大手製造業の水準と比較し、客観的妥当性を確認しながら、総合的に勘案して決定する。

3) 取締役の報酬等の総額

区 分	人 数	固定報酬	業績連動報酬			報酬等の総額
		基本報酬	年次 インセンティブ	長期インセンティブ		
				内)譲渡制限付 株式報酬		
取締役 (監査等委員である者を 除く) (うち社外取締役)	8名 (3名)	147百万円 (21百万円)	92百万円 (-)	62百万円 (-)	30百万円 (-)	301百万円 (21百万円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	5名 (4名)	78百万円 (40百万円)	- (-)	- (-)	- (-)	78百万円 (40百万円)
合計 (うち社外取締役)	13名 (7名)	225百万円 (61百万円)	92百万円 (-)	62百万円 (-)	30百万円 (-)	379百万円 (61百万円)

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

2. 監査等委員である取締役は、基本報酬のみの固定額としております。

3. 株式報酬（譲渡制限付株式報酬）は、会計基準に従い、当事業年度において費用計上した金額です。

従って、金銭として支給された報酬などではなく、また、金銭の支給が保証された報酬でもありません。

4.2022年6月29日開催の第116回定時株主総会にて、譲渡制限付株式報酬制度への移行に伴い、権利放棄した株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち未行使のものについては、同数(91,700株)の譲渡制限付株式を交付することを決議しておりますが、上表の譲渡制限付株式報酬の金額には、この移行措置で交付した91,700株に相当する報酬額496百万円は含まれておりません。

### 3) - 1. 上記業績連動報酬(譲渡制限付株式報酬を除く)に係る指標の目標および実績

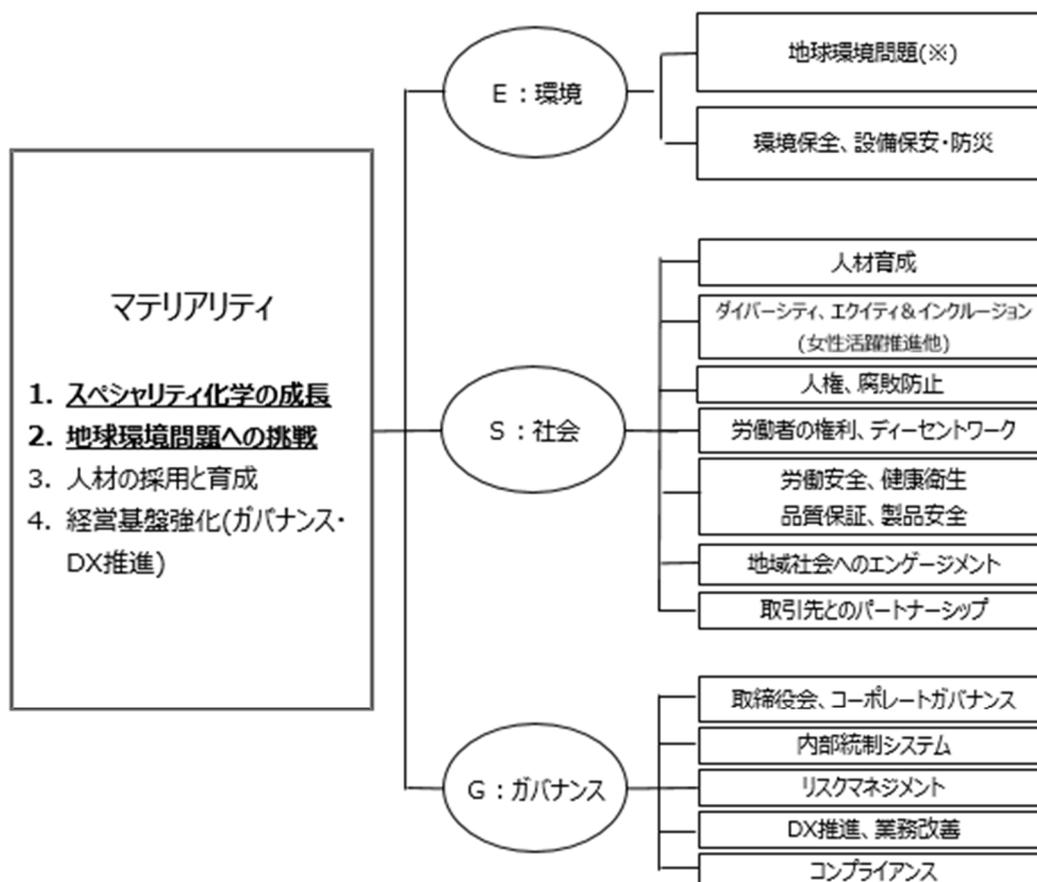
業績連動報酬は、1.全社業績連動報酬、2.年次個人業績目標達成評価報酬、3.中長期個人業績目標達成評価報酬で構成されます。1.全社業績連動報酬に係る指標として、前事業年度における連結経常利益を使用しており、指標に役員別係数を乗じた算出式(前事業年度連結経常利益×役員別係数)によって報酬額が算定されます。2.年次個人業績目標達成評価報酬に係る指標として、前事業年度の期首に各役員が設定した年次目標を使用しております。さらに3.中長期個人業績目標達成評価報酬に係る指標として、前事業年度の期首に各役員が設定した中長期目標を使用しております。2.年次個人業績目標達成評価報酬、3.中長期個人業績目標達成評価報酬については、それぞれの指標の達成度合いに応じて報酬額が決定されます。

指標の目標および実績は以下のとおりです。

項目名称	指標	目標(21年度)	実績(21年度)
全社業績連動報酬	連結経常利益	345億円	415億円
年次個人業績目標達成評価報酬	年次目標	個人毎	個人毎
中長期個人業績目標達成評価報酬	中長期目標	個人毎	個人毎

年次目標と中長期目標には、ESG関連の取り組みが含まれております。当社が最も重視する経営課題の一つに挙げる「スペシャリティ化学の成長」と「地球環境問題への挑戦」等は、ESG関連の各取り組みの上に成り立っています。各役員ファンクションに応じたESG目標を取り入れ、目標設定・業績評価・報酬算定を行い、目標達成のためのインセンティブ強化を図っております。ESG目標として目標設定している取り組み内容は、担当役員毎に異なります。ESG目標の達成度合いに応じて算定される報酬額は、21年度実績で、報酬等の総額の約10%を占めております。なお、執行役員においても同様の体系となっております。

< ESG 目標のイメージ (2023 年度目標設定用資料より) >



※地球環境問題：外部環境の変化に対応し、以下3つの重点領域に指針を設定しております。

1. 気候変動問題（カーボンニュートラル）への対応
2. 循環型社会（サーキュラーエコノミー）への貢献
3. 自然環境の保全・復興（ネイチャーポジティブ）への貢献

### 3) - 2 . 役員の報酬等の決定手続きの概要

- (a) 取締役（監査等委員である者を除く）の個人別の報酬等は、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問組織であり委員長および過半数を社外取締役（監査等委員である者を除く）で構成する報酬委員会にて審議され、その審議結果は取締役会に提案・報告され、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の個人別報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。
- (b) 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会および報酬委員会の活動は、2022年6月の報酬委員会にて、2022年度における取締役（監査等委員である者を除く）の個人別の報酬等の額に係る審議を行い、2022年6月の取締役会にて、同委員会からの答申を尊重し、取締役（監査等委員である者を除く）の個人別の報酬等の額につき決定しました。取締役会および報酬委員会は、各指標の実績と個人毎の評価が妥当であること、また上記「取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の決定方針」に沿って報酬算定が行われたことを確認し、個人別報酬額が適切であると判断しました。さらに、2022年度は株式報酬のストックオプション制度に代え、譲渡制限付株式報酬制度導入するため、2022年4月の報酬委員会にて、株主総会議案でもある同制度導入に係る審議を行い、2022年4月、5月、6月の取締役会にて、報酬委員会からの答申を尊重し審議、決定しました。

< 報酬委員会等の活動内容 >

当事業年度における取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等に関する審議および決定のための委員会等の活動は次のとおりです。

委員会等	開催回数	活動内容
報酬委員会	2回	<ul style="list-style-type: none"><li>・2021年度役員業績評価ならびに2022年度個人別報酬額支給額確定審議</li><li>・譲渡制限付株式報酬制度導入に係る審議（交付株式数枠の設定、規程の新設）</li><li>・2022年度譲渡制限付株式割当審議</li></ul>
取締役会	4回	<ul style="list-style-type: none"><li>・2021年度役員業績評価ならびに2022年度個人別報酬額支給額確定審議・決定</li><li>・譲渡制限付株式報酬制度導入に係る審議・決定（交付株式数枠の設定、規程の新設）</li><li>・2022年度譲渡制限付株式割当審議・決定</li><li>・譲渡制限付株式に関する各取締役および各執行役員の報酬等の額の審議・決定</li></ul>

3. 社外役員に関する事項

区分	氏名	出席回数（出席率）		[ 主要な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 ]
		取締役会	監査等委員会	
取締役	福水 健文	100% 10 / 10回		<p>長年にわたり経済産業省の要職を歴任し、現在は一般財団法人建材試験センターの顧問の職にあるが主要な取引先等には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しています。</p> <p>現在はこれらの経験を活かし取締役会において有用な意見、的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たしております。</p> <p>また、指名委員会委員長、報酬委員会委員長として、取締役候補者および執行役員を選解任や報酬に関して独立した立場から積極的に意見をするなど職務を適切に遂行しており、当社の取締役会の監督機能の強化に貢献しております。</p>
取締役 (監査等委員)	庄田 隆	100% 13 / 13回	100% 18 / 18回	<p>第一三共株式会社において経営者として長年会社経営に携わり、同社のグローバル化に大きく寄与するなど会社経営の豊富な経験と幅広い見識、日本企業によるグローバル経営全般に関する豊富な知見を有しております。</p> <p>現在はこれらの経験を活かし取締役会において有用な意見、的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たしております。</p> <p>また監査等委員会委員長としての職務を適切に遂行しており、監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に貢献しております。</p>
	山本爲三郎	90% 9/10回	100% 14/14回	<p>長年にわたり法律学者として従事し、慶應義塾大学教授（本年4月からは慶應義塾大学名誉教授）のほか諸団体の役職を歴任しています。</p> <p>同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しています。</p> <p>現在はこれらの経験を活かし取締役会において有用な意見、的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たしております。</p> <p>また監査等委員としての職務を適切に遂行しており、監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に貢献しております。</p>
	鈴木 智子	100% 10/10回	100% 14/14回	<p>長年にわたり監査法人で会計監査や内部管理体制整備支援業務に従事し、現在は公認会計士事務所の代表を務めており、公認会計士資格と税理士資格を有しております。</p> <p>同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しています。</p> <p>現在はこれらの経験を活かし取締役会において有用な意</p>

				見、的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たしております。 また監査等委員としての職務を適切に遂行しており、監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に貢献しております。
--	--	--	--	--

(注) 福水健文氏、山本爲三郎氏、鈴木智子氏は、2022年6月29日開催の第116回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会および監査等委員会の出席回数/開催回数が他の社外取締役監査等委員とは異なります。

#### 4. 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性の評価について、毎年、全取締役で構成する取締役会実効性評価会議を開催し、取締役による取締役会に対する自己評価(アンケートの実施等)を踏まえて議論を行った上で、取締役会にて、取締役会の実効性の評価を実施しております。

その結果、2023年4月開催の取締役会において、2022年度の実効性評価については、当社取締役会の構成、運営は適正であり、活発な議論と適切な審議が行なわれていることから、経営における監督機能の強化を進める取締役会としての実効性は確保されていると判断しました。

2022年度の課題および主な取り組みは次の通りです。

##### < 課題 >

中長期経営計画の実現に向けた経営上の重要課題に関する執行状況のモニタリングの強化とスピード感を持った取り組みを促進させること。

化学事業会社としてのグループ全体の内部統制やリスク管理体制の継続的改善とその有効性の監督を強化するとともに持株会社として機械事業やセメント関連事業に対する適切なガバナンス体制の運用状況の監督を強化すること。

##### < 主な取り組み >

- 「中長期経営計画の実現に向けた経営上の重要課題に関する執行状況の監督」や「グループ全体の内部統制やリスク管理体制の有効性の監督」を強化するため、執行側に対して、報告内容の継続的な改善を要求するとともに、その取り組みの加速を指示。
- 機械事業やセメント関連事業に対する持株会社としての新たな管理体制の運用状況を監督。
- 中長期経営計画の実現に向けた具体的な取り組みを促すために、役員経営研究会において化学産業領域におけるグローバルな事業環境や企業戦略に関する外部専門家からの情報提供を踏まえた当社の課題について議論。

一方で、社外取締役の交代等により、取締役会としての多様性が進む中、社外取締役への事業・組織情報等の提供の充実、業務執行報告の内容や資料の改善、事前説明の拡充による取締役会における更なる議論の充実等の実効性の改善に向けた潜在的な課題とその改善提案が示されましたので、当社取締役会の実効性向上に向けた基本的かつ重要な2022年度の課題を継続し、取り組みをさらに強化することとしました。

## 会計監査人に関する事項

1. 名称： EY 新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	92 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	156 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務である普通社債発行に係るコンフォートレター作成業務の対価を支払っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、UBE CORPORATION EUROPE S.A.U.、UBE Chemicals (Asia) Public Company Limited、THAI SYNTHETIC RUBBERS COMPANY LIMITED、UBE Fine Chemicals (Asia) Co., Ltd. は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

4. 監査等委員会は、前年度の監査計画と実績を比較し、監査時間および報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の会計監査の監査体制および監査時間、ならびに報酬見積りの算出根拠の妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第 399 条第 1 項および同条第 3 項に定める同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性を阻害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められるとき、その他必要がある場合には、監査等委員会が、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

当社は内部統制システム構築の基本方針に関し、取締役会において下記のとおり決議しております。(当初決議日:2006年5月11日、直近の改訂決議日:2022年9月28日)

### 1. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社からなるU B Eグループは、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを、その基本的使命とする。そのために当社は、監査等委員会設置会社として、監査権や意見陳述権を有する監査等委員である取締役が取締役会において議決権を保有する体制を整え、取締役会による業務執行の監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定の一部を代表取締役社長に委任することで業務執行の迅速化を図るなど、実効的なコーポレート・ガバナンスを確立することにより、適正な事業活動を持続的に営み、株主をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会などの全てのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることに努める。これを具現化するため、コーポレート・ガバナンス確立のための基本要素であるU B Eグループの運営方法および意思決定システムを次のとおりとする。なお、これを実施する基本方針として「グループ経営指針」を位置づけるものとする。

#### 「グループ経営」の運営方法

取締役会は経営戦略上の重要な業務執行の状況と経営成績を監督する。取締役会よりU B Eグループの業務執行を委任された代表取締役社長が、執行方針を明確にし、事業部門、生産・技術部門、研究開発部門及び本部の目標を設定するとともに、その目標の達成に必要な人・モノ・金の経営資源を配分し、各部門の権限を越える重要執行案件の解決に当たる。

また、代表取締役社長から権限委譲を受けた業務執行取締役および執行役員は、配分された経営資源を有効活用し、目標達成に向けて業務を執行するとともに、取締役会の監督機能の実効性を確保するため、中長期経営計画における業務執行状況や内部統制システムの構築・運用状況について定期的な報告を行う。なお、「U B E マシナリー株式会社」とその子会社からなる機械部門に対しては、持株会社としての適切な管理体制のもと、U B Eグループの企業価値の最大化につなげる。

#### 意思決定システム

経営における「監督機能」と「業務執行機能」を分離し、透明で効率的な企業経営の推進のため、経営の意思決定に関し以下の会議体を設ける。

##### ア) 取締役会

会社法および「取締役会規程」で規定された事項、会社の基本方針および重要な執行案件について、株主利益の代弁者として中長期的な視点から審議・決議する。

さらに、意思決定および経営監視に独立した第三者の視点を加え経営の効率性・透明性・客観性を確保するため、社外取締役を招聘する。

また、取締役会の内部に任意の諮問組織として「指名委員会」および「報酬委員会」を置く。

##### イ) 経営会議

「グループ経営指針」および「経営会議規程」に基づき、グループ全体の資源配分や調整が必要な事項、グループ全体に影響を及ぼす重要事項について審議・決定する。

また、「経営会議〔環境安全〕」は高圧ガス保安法で定める「保安対策本部等」として高圧ガス設備等の保安管理に関わる重要事項を審議・決定する。

##### ウ) ホールディング会議

「グループ経営指針」および「ホールディング会議規程」に基づき、U B E マシナリーグループの経営上の重要事項、その他持株会社としての経営に影響を与える特に重要な事項を審議・決定する。

#### 【運用状況の概要】

取締役会は、取締役9名で構成され、そのうち社外取締役は4名です。当社は、取締役会を年13回開催し、会社の基本方針および重要な執行案件を審議・決定するとともに、取締役会における審議・報告を通じて取締役の職務の執行を監督しています。なお、指名委員会は年4回、報酬委員会は年3回開催しました。

さらに、取締役会より業務執行を委任された代表取締役社長を議長とする経営会議を年 20 回開催し、グループ全体の資源配分や事業戦略等の重要事項、その他グループ全体に影響を及ぼす重要事項を審議・決定するとともに、ホールディング会議を年 8 回開催し、UBE マシナリーグループの経営上の重要事項、その他持株会社としての経営に影響を与える特に重要な事項を審議・決定しています。また、「経営会議〔環境安全〕」を年 3 回開催し、高圧ガスの保安管理に関する基本方針・施策などの重要事項を審議・決定しています。

## 2. 当社および子会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

UBE グループの企業倫理確立のため「私達の行動指針」を制定し、これを企業活動および役員・従業員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。

コンプライアンスの確保・推進及び市場における公正で自由な競争を損なう行為を防止し、企業活動の健全性確保のためコンプライアンス・オフィサーを置き、その諮問機関として顧問弁護士を加えた「コンプライアンス推進委員会」を設置する。さらに、外国為替および外国貿易法など、国際平和および安全の維持のために輸出管理法規において規制されている貨物および技術を不正に輸出または提供しないことを輸出管理の基本とし、UBE グループ内に周知徹底するため、「規制貨物等輸出管理委員会」を設置する。

また、コンプライアンスに関する問題を迅速に察知・是正するため、職制ルートによらず役員・従業員が直接連絡できる通報窓口 ( U B E C - L i n e ) を設ける。

反社会的勢力の排除に向けた U B E グループの基本的な姿勢を上記「私達の行動指針」に明記するとともに、「反社会的勢力に対する基本方針」を取締役会で決議し、市民社会を脅かす団体・組織等の反社会的勢力との関係遮断、不当要求の拒絶と毅然たる対応等を具体的に定める。

会計基準その他関連する法令・規則を遵守し、財務報告の信頼性を確保するために内部体制を整備する。

### 【運用状況の概要】

当社は、グループ全体を対象に執行役員を委員長としてコンプライアンス推進委員会（競争法遵守を含む）を年 4 回、規制貨物等輸出管理委員会を年 1 回開催し、必要事項の審議を行うとともに、取締役会がこれらについて報告を受け、運用状況について確認しています。

また、コンプライアンスに関する相談窓口や通報窓口 ( U B E C - L i n e ) を設置して、コンプライアンスに関する問題の早期発見および是正に努めています。

さらに、UBE グループにおけるコンプライアンスの確保・推進のため、グループのコンプライアンス統括責任者であるコンプライアンス・オフィサー（執行役員）の下、コンプライアンス推進事務局が中心となり、当社および子会社等を対象として、イントラネットを通じた情報提供、定期的なコンプライアンス意識調査、集合研修、e-ラーニングなどの啓発・教育活動を実施して、コンプライアンス意識の浸透、定着を図っています。

2018 年度の品質検査に係る不適切事案の再発防止策の確実な実施と未然防止への取り組み強化として、繰り返しの認識教育による経営陣や社員の意識改革、社内ルールの見直し、ICT 化によるヒューマンエラー防止を実施しています。グループ全体にわたる品質管理体制の強化と法令・ルールを遵守する企業文化の醸成に努めています。

反社会的勢力の排除については、契約締結時・締結後の取引先審査・監視、地域の警察や暴力追放運動推進センターなどの外部専門機関との関係を構築するなどの対応を行っています。

## 3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

法令ならびに取締役会規程、稟議規程、経営会議規程およびホールディング会議規程等の社内規程に基づき、文書（電磁的記録を含む）を記録、保存するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

また、当社は、子会社の取締役に対し、当社が定める各種委員会等の規程に従って必要事項を報告するとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には、ただちに当社へ報告することを義務付ける。

#### 【運用状況の概要】

当社は、法令および社内規程に基づき、例えば、取締役会、経営会議、ホールディング会議については開催毎にその資料、議事録（電磁的記録を含む）を保管するなど取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理する体制を構築するとともに、取締役、監査等委員がこれらを随時閲覧可能な状態に維持しています。

また、当社は、子会社の取締役などに対し、定期的および必要に応じて、経営会議およびホールディング会議などにおいて必要事項を報告させています。

#### 4. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会・経営会議・ホールディング会議などの意思決定の各過程において、事業の目的達成を阻害するリスクを洗い出し、そのリスク発生可能性と影響度を評価したうえで適切な対策を実施する。

リスクの洗い出しと発生可能性および影響度を収集するための全社統一した管理システムを設け、リスク情報の一元管理を行う部署とリスク管理の妥当性と有効性の審議を行うリスク管理委員会を設置し、当社および子会社の損失の危険の管理に関する内部体制を整備する。

さらに、以下の委員会等を設け個別のリスクに対処する体制をとる。

##### 情報セキュリティ委員会

「情報セキュリティポリシー」を定め、これを周知徹底し遵守状況をチェックするとともに、情報セキュリティに関する規則・規程を整備する。

##### 危機対応委員会

国内および海外における緊急事態に速やかに対処するため、情報の集約や社内外への対応などについてマニュアルを整備し、内外統一的な危機対応体制を構築する。

#### 【運用状況の概要】

当社は、取締役会の審議の過程において、事業の目的達成を阻害するリスクに対し適切な対策を講じています。また、経営会議において経営上の重要なリスクの選定と対策案などの策定を行い、取締役会は、その妥当性と適切性をモニタリングしています。

リスクマネジメントに関する業務を統括・推進するためにチーフ・リスク・オフィサー（CRO）を選任し、CROの補佐およびリスク情報の一元管理を行う「リスク管理部」を設置するとともに、グループのリスク情報を集約し、マネジメントするためのリスク管理システムの運用によりリスクの低減、維持管理対策の推進とリスクが顕在化した場合の損失を最小限に抑えるよう適切に管理しています。

さらに、グループにおけるリスクの共有とリスク低減、リスク顕在化時の対策について協議し、適切に対応するためにリスク管理委員会を年2回開催しています。また、グループにおける情報セキュリティや自然災害など個別のリスクに対処するため、情報セキュリティ委員会を年2回、危機対応委員会を年1回開催し、リスクの低減、維持管理およびリスクが顕在化した場合に損失を最小化するための適切な体制を構築、維持しています。

#### 5. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

監査等委員会設置会社として、経営における「監督機能」と「業務執行機能」をより明確に分離し、株主利益の代弁者として中長期的視点から企業価値の最大化を推進する機関としての役割を担う取締役会は、監督機能に軸足をおき、重要な業務執行の決定の一部を代表取締役社長に委任することで、意思決定の迅速化を図る。また、執行役員制度において、執行役員が業務執行に専念できる体制を取る。

取締役会は、執行役員を兼任しない取締役が議長を務めて業務執行の妥当性・効率性を監督することにより、透明性を高め、企業価値の最大化とリスクの最小化を図る。

当社は最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を常に検討しながら、経営における執行機能の強化・迅速化と、戦略的意思決定機能、コーポレート・ガバナンス機能の充実を図る。

子会社についても、前記1.の「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための

体制」に記載したグループ経営を通じて、UBEグループとして子会社の取締役の効率的な職務の執行を図っていく。

**【運用状況の概要】**

取締役会は、取締役会規程に基づき、経営上重要な業務執行（経営計画・予算、金額・リスクの観点から重要な事項など）について決定しています。また、監督機能に軸足を置き、重要な業務執行の決定の一部を代表取締役社長に委任することで、意思決定の迅速化を図りながら、業務執行の妥当性・効率性を監督しています。

代表取締役社長は、執行方針を明確にし、事業部門等の目標を設定するとともに、その目標達成に向けて自律的に業務を執行させています。

また、子会社については、経営会議やホールディング会議において、子会社の事業戦略など重要事項を審議・決定し、かつ経営状況の報告を受けることを通して、子会社の取締役の効率的な職務執行を図っています。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性およびその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助者として専任スタッフを配置する。当該専任スタッフは、監査等委員会の指揮命令に基づき、監査等が効率的かつ円滑に遂行できるよう、監査等計画の立案および監査等の補助を行う。また、同スタッフの人事考課、人事異動、懲戒処分については監査等委員会の同意を必要とする。

また、監査等委員会は、同スタッフの充実と取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性および同スタッフに対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関して、代表取締役社長との間で意見交換を行う。

**【運用状況の概要】**

当社は、監査等委員会の補助者として専任スタッフを配置するとともに、監査等委員会の指示の実効性を確保するため人事考課、人事異動、懲戒処分において当該スタッフの取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性に配慮した対応をしています。

7. 当社および子会社の取締役（監査等委員である者を除く）、執行役員および使用人ならびに子会社の監査役が当社監査等委員会に報告をするための体制、ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の取締役（監査等委員である者を除く）、執行役員および使用人ならびに子会社の監査役は、当社および子会社に重大な法令違反、コンプライアンスに関する重要な事実、および著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告する。また、当社は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社内に周知徹底する。

**【運用状況の概要】**

当社および子会社に法令違反、コンプライアンスに関する事実および損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、所定の方法により監査等委員会に報告がなされるほか、内部通報制度には「監査等委員会通報窓口」が設置され、監査等委員に直接内部通報できる体制を整えています。また、「グループ経営指針」および「UBEグループコンプライアンス規程」に基づき、当該報告をした者に対して不利な取扱いをしていません。

8. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当社監査等委員である取締役の職務に必要なと証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

**【運用状況の概要】**

当社は、監査等委員である取締役の職務の執行に伴い発生する費用等について、監査等委員である取締役からの請求に基づき支払っています。

#### 9. その他監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、重要な決裁書類を閲覧し、取締役（監査等委員である者を除く）、執行役員および使用人からの業務報告聴取を行うことができる。監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針の確認および重要課題等について意見交換を行う。

監査等委員会は、内部監査部門と内部監査計画について事前協議を行う。また、監査結果等の報告を定期的に受け、必要に応じて内部監査部門に指示等を行うことができる。監査等委員会は、子会社の監査役と情報交換を行い、必要に応じて内部監査部門に調査を求め、または指示等を行うことができる。

監査等委員会は、会計監査人から会計監査計画および実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的におよび必要に応じて情報交換を行い、相互の連携を図る。

監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である者を除く）の人事およびその報酬についての監督を行うため、取締役会の諮問組織である指名委員会および報酬委員会に陪席することができる。

#### 【運用状況の概要】

監査等委員である取締役は、経営会議やホールディング会議等の重要な会議に出席し、意見を述べています。

監査等委員会は、代表取締役社長と定期的あるいは適宜会合を持ち、内部統制システムおよび事業上の課題・対応等について忌憚なく意見を交換しています。

内部監査部門とは、内部監査計画について事前協議を行い、監査結果についての報告を定期的に受けるとともに適宜指示を行っており、子会社の監査役とは定期的な情報交換により連携を図っています。会計監査人からは会計監査計画および実施結果の説明を受け、定期的におよび必要に応じて情報交換を行い相互の連携を図っています。

また、監査等委員である社外取締役が指名委員会および報酬委員会に出席し、必要に応じて意見を述べています。

# 第 1 1 7 期 計 算 書 類

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日

貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表

U B E 株 式 会 社

代表取締役社長 泉 原 雅 人

貸借対照表

2023年3月31日現在

科 目	金 額(百万円)	科 目	金 額(百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	114,570	流動負債	108,872
現金及び預金	9,727	電子記録債務	6,391
受取手形	374	買掛金	20,770
売掛金	37,497	短期借入金	46,097
契約資産	328	コマーシャル・ペーパー	3,000
商品及び製品	19,374	リース債務	59
仕掛品	8,532	未払金	8,921
原材料及び貯蔵品	19,209	未払費用	1,977
前払費用	1,148	契約負債	2,873
短期貸付金	8,605	預り金	15,989
未収入金	9,693	前受収益	64
その他	1,122	賞与引当金	2,422
貸倒引当金	(-) 1,045	その他	305
固定資産	335,842	固定負債	147,864
有形固定資産	97,040	社債	60,000
建物	17,196	長期借入金	80,295
構築物	12,613	リース債務	223
機械及び装置	32,550	長期未払費用	2,397
車両運搬具	4	特別修繕引当金	1,312
工具、器具及び備品	1,865	関連事業損失引当金	209
土地	24,767	その他	3,426
リース資産	241	負債合計	256,736
建設仮勘定	7,800	(純資産の部)	
無形固定資産	1,709	株主資本	191,789
ソフトウェア	1,129	資本金	58,434
その他	579	資本剰余金	39,034
投資その他の資産	237,092	資本準備金	35,637
投資有価証券	7,263	その他資本剰余金	3,396
関係会社株式	207,715	利益剰余金	115,996
長期貸付金	6	その他利益剰余金	115,996
前払年金費用	10,210	配当引当積立金	120
繰延税金資産	4,563	減債積立金	300
その他	7,368	固定資産圧縮積立金	1,431
貸倒引当金	(-) 35	特定災害防止準備金	69
繰延資産	148	別途積立金	12,000
社債発行費	148	繰越利益剰余金	102,076
		自己株式	(-) 21,675
		評価・換算差額等	1,964
		その他有価証券評価差額金	1,964
		新株予約権	70
		純資産合計	193,824
資産合計	450,561	負債・純資産合計	450,561

## 損益計算書

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月31日

科 目	金 額 ( 百 万 円 )	
売 上 高		182,370
売 上 原 価		141,853
売 上 総 利 益		40,517
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		29,881
営 業 利 益		10,635
営 業 外 収 益		17,399
受 取 利 息 及 び 配 当 金	15,664	
そ の 他	1,734	
営 業 外 費 用		4,313
支 払 利 息	516	
賃 貸 費 用	515	
租 税 公 課	1,071	
そ の 他	2,211	
経 常 利 益		23,720
特 別 利 益		1,716
固 定 資 産 売 却 益	318	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	178	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	89	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	628	
関 係 会 社 清 算 益	257	
退 職 給 付 制 度 終 了 益	244	
特 別 損 失		4,461
固 定 資 産 処 分 損	967	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,153	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	636	
減 損 損 失	1,189	
そ の 他	514	
税 引 前 当 期 純 利 益		20,976
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		643
法 人 税 等 調 整 額		1,225
当 期 純 利 益		19,107

## 株主資本等変動計算書

自 2022年 4月 1日  
至 2023年 3月31日

	株主資本												
	資本金	資本剰余金			利益剰余金							自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金						利益剰余金合計		
					配当引当積立金	減債積立金	固定資産圧縮積立金	特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高 (百万円)	58,434	35,637	3,489	39,126	120	300	3,960	68	12,000	90,132	106,580	(-) 22,233	181,908
当期変動額													
固定資産圧縮積立金の取崩							(-) 2,529			2,529	-		-
特定災害防止準備金の積立								1		(-) 1	-		-
剰余金の配当										(-) 9,691	(-) 9,691		(-) 9,691
当期純利益										19,107	19,107		19,107
自己株式の取得												(-) 38	(-) 38
自己株式の処分			(-) 92	(-) 92								596	503
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)													
当期変動額合計 (百万円)	-	-	(-) 92	(-) 92	-	-	(-) 2,529	1	-	11,943	9,415	558	9,881
当期末残高 (百万円)	58,434	35,637	3,396	39,034	120	300	1,431	69	12,000	102,076	115,996	(-) 21,675	191,789

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	
当期首残高 (百万円)	1,700	1,700	510	184,119
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				-
特定災害防止準備金の積立				-
剰余金の配当				(-) 9,691
当期純利益				19,107
自己株式の取得				(-) 38
自己株式の処分				503
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	263	263	(-) 439	(-) 175
当期変動額合計 (百万円)	263	263	(-) 439	9,705
当期末残高 (百万円)	1,964	1,964	70	193,824

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法による原価法

その他有価証券 : 市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

但し、匿名組合出資金については、当該匿名組合の直近決算期における純資産の当社持分割合で評価している。

### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

: 時価法

### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 : 原価法(総平均法)

仕掛品 : 原価法(総平均法)

原材料及び貯蔵品 : 原価法(総平均法)

貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法

### 4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物、構築物、機械及び装置 : 定額法

その他 : 定率法

無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア : 社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法

その他 : 定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### 5. 繰延資産の処理方法

社債発行費については、繰延資産に計上し、社債償還期限で均等償却している。

### 6. 引当金の計上基準

貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上するほか、個別に回収不能を見積った債権を除いた一般債権に対して、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた額を計上している。

賞与引当金 : 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上している。

退職給付引当金 : 従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定率法により、翌期から費用処理している。

なお、当期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識過去勤務費用、及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、当該超過額は前払年金費用として投資その他の資産に計上している。

特別修繕引当金 : アンモニア製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、見積額を計上している。

関連事業損失引当金 : 関係会社の財政状態の悪化に伴う損失に備えるため、投資額を超えて当社が負担することとなる損失見込額及び事業の整理に関連して発生する損失見込額を計上している。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用している。金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金
金利オプション	借入金
為替予約	外貨建債権・債務及び外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建債権・債務及び外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建借入金

### (3) ヘッジ方針

当社の内部規定である「金融市場リスク管理規程」及び「リスク管理要領」に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。

### (4) ヘッジの有効性評価の方法

それぞれのヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより、有効性を評価している。但し、特例処理によった金利スワップについては有効性評価を省略している。

## 8. 収益及び費用の計上基準

当社は、「機能品」「樹脂・化成品」「その他」の3つの事業部門において事業活動を行っており、国内外の顧客に多種多様な製品等の提供を行っている。

これらの事業における製品の販売については、契約の定めに基づき顧客に製品を引き渡した時点や、インコタームズ等に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されたと判断していることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識している。なお、国内取引について製品の納品時に製品の支配が顧客に移転すると判断しているが、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識している。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定している。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金利要素は含んでいない。

### (会計方針の変更に関する注記)

#### (時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当期の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとした。これによる計算書類に与える影響はない。

### (会計上の見積りに関する注記)

#### 1. 有形固定資産の減損

減損損失 1,189百万円 有形固定資産 97,040百万円

当期は、収益性が低下した事業用資産等について減損損失を計上している。

当社は、定期的に各資産グループについての減損の兆候の判定を行っており、減損の兆候がある場合には、その回収可能価額を見積もっている。回収可能価額の見積りには、当該有形固定資産グループから得られると見込まれる将来キャッシュ・フローを使用している。将来キャッシュ・フローの予測は、将来の顧客業種の成長率等の市場動向や事業活動を勘案して策定しているが、将来キャッシュ・フローの予測が変更され、回収不能と判断される場合、減損損失を計上する可能性がある。

#### 2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産 4,563百万円

当社が計上している繰延税金資産は、将来減算一時差異等に関するものであり、定期的に回収可能性の評価のための見積りを実施している。繰延税金資産の回収可能性は、主に将来の課税所得の見積りによるところが大きい。課税所得の予測は、将来の顧客業種の成長率等の市場動向や事業活動の状況を勘案して策定しているが、課税所得の予測が変更され、繰延税金資産の一部ないし全部が回収できないと判断される場合、繰延税金資産を取り崩す可能性がある。

### (貸借対照表に関する注記)

#### 1. 有形固定資産の減価償却累計額 280,769 百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。

## 2. 保証債務

下記の会社等の銀行借入等に対し保証及び保証類似行為を行っている。

(債務保証)

UBEエラストマー(株)	14,007 百万円	
LOTTE UBE SYNTHETIC RUBBER SDN. BHD.	4,690 百万円	(34,357千US\$, 3,408千マレーシアリングギット)
UBEマシナリー(株)	4,088 百万円	
その他 3件	1,315 百万円	
計	24,102 百万円	

## 3. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	20,265 百万円	関係会社に対する短期金銭債務	24,216 百万円
関係会社に対する長期金銭債権	3 百万円	関係会社に対する長期金銭債務	87 百万円

(損益計算書に関する注記)

### 1. 関係会社との取引

関係会社に対する売上高	52,007 百万円
関係会社からの仕入高	78,213 百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	15,411 百万円

### 2. 特別損失(その他)の内訳

投資有価証券評価損	338 百万円
関連事業損失	176 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,392,743 株	18,950 株	252,155 株	9,159,538 株
合計	9,392,743 株	18,950 株	252,155 株	9,159,538 株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加18,950株は、単元未満株式の買取請求に伴う増加による。  
普通株式の自己株式の株式数の減少252,155株は、新株予約権の行使に伴う減少90,000株、譲渡制限付株式の付与に伴う減少161,900株、単元未満株式の買増請求に伴う売却255株による。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金繰入額否認	739 百万円
有姿除却解体費用否認	980 百万円
株式評価損否認	2,439 百万円
貸倒引当金繰入額否認	330 百万円
固定資産減損損失額否認	1,458 百万円
減価償却超過額	983 百万円
特別修繕引当金繰入額否認	400 百万円
関連事業損失額否認	101 百万円
税務上の収益認識差額	1,121 百万円
税務上の繰越欠損金	3,751 百万円
その他	1,118 百万円
繰延税金資産小計	13,420 百万円
評価性引当額	-3,842 百万円
繰延税金資産合計	9,578 百万円

(繰延税金負債)

其他有価証券評価差額金	-862 百万円
固定資産圧縮積立金	-628 百万円
合併受入固定資産評価益	-450 百万円
前払年金費用	-2,832 百万円
その他	-243 百万円
繰延税金負債合計	-5,015 百万円
繰延税金資産の純額	4,563 百万円

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 子会社等

属性	会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	UBEエラストマー(株)	東京都港区	4,000	ポリブタジエンおよびその原材料の研究開発・製造・販売	(所有)直接100%	兼任2人(うち当社従業員2人)出向1人	当社グループのエラストマー事業を統括	借入金等に対する保証等(注1)	14,007	-	-
子会社	UBE CORPORATION EUROPE S.A.U.	スペインカステリオン市	(千ユーロ)6,312	ナイロン樹脂、カプロラクタム、硫安、ファインケミカル、その他製品の製造、販売	(所有)直接100%	兼任1人(うち当社従業員1人)	ヨーロッパにおける当社グループの化学事業を推進	配当金の受取(注2)	3,923	-	-
子会社	UBEマシナリー(株)	山口県宇部市	6,700	一般産業用機械、橋梁の製造、販売、据付、アフターサービス	(所有)直接100%	兼任1人(うち当社従業員1人)	当社グループの機械事業を統括	余剰資金の預り(注3)	-	預り金	6,820
								配当金の受取(注2)	2,703	-	-
子会社	(株)エービーアイコーポレーション	福岡県築上郡	4,000	医薬原薬・医薬中間体・治験薬製造受託品・研究開発受託品・化成品等の製造販売	(所有)直接100%	兼任3人(うち当社従業員3人)	当社の医薬事業における医薬品受託製造事業の推進	資金の貸付(注4)	7,450	短期貸付金	7,450
関連会社	LOTTE UBE SYNTHETIC RUBBER SDN. BHD.	マレーシアジョホール州	(千マレーシアリンギット)403,470	ポリブタジエンの製造、販売	(所有)直接50%	兼任2人(うち当社従業員2人)出向1人	当社グループのエラストマー事業の一環として、マレーシアでポリブタジエンを製造、販売	債務保証(注5)	4,690	-	-
関連会社	UBE三菱セメント(株)	東京都千代田区	50,250	セメント事業、石灰石資源事業、環境エネルギー関連事業(石炭事業、電力事業、環境リサイクル事業)、建材事業その他関連事業等	(所有)直接50%	兼任3人(うち当社従業員1人)	自家発電所の運転等に係る業務の委託	原材料の購入等(注6)	48,954	仕入高	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) UBEエラストマー(株)の銀行借入及び海上輸送運賃につき保証及び保証類似行為を行っている。取引金額は期末残高である。銀行借入については年率0.2%の保証料を徴収している。海上輸送運賃については保証料を徴収していない。
- (注2) UBE CORPORATION EUROPE S.A.U.、UBEマシナリー(株)は、当社のグループ会社配当方針に基づき配当している。
- (注3) グループ内の効率的な資金運用のため、UBEマシナリー(株)の保有する余剰資金を預っており、市場金利を勘案して決定した利息を支払っている。なお反復的に取引が行われていることから取引金額の記載は行っていない。
- (注4) (株)エービーアイコーポレーションに対する資金の貸付については市場金利を勘案して決定した利息を徴収している。
- (注5) LOTTE UBE SYNTHETIC RUBBER SDN. BHD.の銀行借入につき、連帯保証を行ったものである。取引金額は期末残高である。保証先の財政状態等を勘案して、保証料率を合理的に決定している。
- (注6) UBE三菱セメント(株)からの原材料の購入等については適切公平な条件で取引している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,996 円63銭
1株当たり当期純利益	197 円04銭

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記「8.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(その他の注記)

1. 企業結合等関係

共通支配下の取引等(連結子会社の吸収合併)

当社は2021年12月17日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社の100%子会社である明和化成株式会社を吸収合併した。

(1)取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 : 明和化成株式会社

事業の内容 : フェノール樹脂の製造・販売

企業結合日

2022年4月1日

企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、明和化成株式会社を消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

UBE株式会社

その他取引の概要に関する事項

明和化成株式会社は、1946年にフェノール樹脂成形材料の製造・販売を目的に、当社を含む共同出資会社として設立された。その後、電子材料用途を中心にフェノール樹脂事業を拡大し、半導体(封止材用エポキシ樹脂硬化剤)等の先端分野のサプライチェーンの一翼を担う素材メーカーへと成長し、今日に至っている。

当社は、明和化成株式会社を2005年に100%子会社化しているが、今後も電子材料分野を中心に需要の拡大が見込まれるフェノール樹脂事業に経営資源を積極的に投入し、事業の成長を加速させるためには、当社に吸収合併して機能品事業の中で一体運営することが望ましいと判断したため、本件合併を行った。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しており、当期において抱合せ株式消滅差益628百万円を計上している。

共同支配企業の形成

第117期連結計算書類、連結注記表、(その他の注記)1. 企業結合等関係に記載しているため、注記を省略している。

取得による企業結合

第117期連結計算書類、連結注記表、(その他の注記)1. 企業結合等関係に記載しているため、注記を省略している。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 第117期 事業報告の附属明細書

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月 31日

UBE 株式会社

代表取締役社長 泉原 雅人

1 . 会社役員以外の法人等の業務執行者との兼職の状況の明細

対象者なし

## 監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第117期事業年度における取締役の職務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況にかかる報告を定期的に受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、当期の監査等方針、監査等計画等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び内部統制部門等の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、その業務の状況を調査しました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各項に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

リスク管理の状況につきましては、取締役会、経営会議及びリスク管理委員会等での報告、並びに取締役、執行役員、各部門及び子会社による説明を求め、その対策の実施状況を確認しており、引き続き、これらの取り組みが着実に実行されるよう注視してまいります。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

UBE株式会社 監査等委員会

監査等委員（委員長） 庄田 隆



監査等委員 山本 爲三郎



監査等委員 鈴木 智子



監査等委員 山元 篤



(注) 監査等委員庄田隆、監査等委員山本爲三郎及び監査等委員鈴木智子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であり、監査等委員山元篤は、常勤の社内取締役です。

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

U B E 株 式 会 社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

唐木秀明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

桝崎律子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

甲斐靖裕

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、UBE株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

U B E 株 式 会 社

取締役会 御中

## EY新日本 有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

唐木 秀明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

桧崎 律子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

甲斐 靖裕

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、UBE株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上